

福岡県公報

平成二十七年三月二十日
第三千六百七十八号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程(昭和三十七年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条別表6の項貸与する被服の種類欄中「ズック」の次に「(又は安全靴)」を加え、10の項貸与を受ける職員の欄中「玄洋丸」を「海友丸」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「総務部福利課長」を「総務部総務課長」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から適用する。

2 この訓令の規定の適用の際現に貸与を受けている被服は、この訓令の規定により貸与されたものとみなす。